

迅速な事業再生手法である事業再生ADR手続と民事再生手続

阿部信一郎 (Shinichiro Abe) *

第1 日本の事業再生ADR手続の概要

1 準則型私的整理の一類型

事業再生ADR手続は、準則型私的整理の典型である。準則型私的整理とは、私的整理により債務処理を行うための手続きについて一般に公表された公正かつ適正な準則に基づいて進められる私的整理であると言われている。純粋私的整理でもないし、破産法や民事再生法をはじめとする倒産法として認められている非常に精緻かつ詳細な法律として規定されている手続きでもない。その間にあって、法律やガイドライン等の規定に基づき制定されている手続ではあるが、その手続の内容については法律で詳細には決めておらず、むしろ関係当事者の創意工夫を尊重するという将来志向の手続であるということができる。再建型の手続きに特化した手続である。

2 私的整理のガイドラインの成立とその後の凋落

この準則型私的整理の嚆矢となったのは、2001年に公表された私的整理のガイドラインであった。不良債権処理の促進などを掲げた政府の「緊急経済対策」を受けて作られたルールであり、複数の金融機関に対して返済困難な債務を抱えた企業のうち、過剰な債務をある程度軽減することなどにより、再建できる可能性ある企業を救済するために、債務者企業と複数の金融機関が協議した上で、債権放棄やDESなどの金融支援をするための私的なルールである。債権者として手続に参加する対象が、全債権者ではなく、原則として金融機関債権者だけである点に特徴がある。

このガイドラインが参考としたのは、会計士や弁護士など倒産実務家で組織された世界最大の組織であるINSOL（インソル）が作成し、各国に採用を勧告した債務者と多数債権者間の裁判所外のワークアウトに関する「INSOL 8原則」であった。このINSOL 8原則自体も、日本でいえば日本銀行に相当するイギリスの中央銀行であるイングランド銀行を中心に

* 中央大学法科大学院客員教授・弁護士

なって、複数の銀行が協調して過剰債務を軽減するための金融支援を行うための手続の準則であるロンドン・アプローチという不文律を参考にしたものであった。このロンドン・アプローチは、イングランド銀行が長年かかって定着させ、ユーロトンネルを作った会社が複数の国にまたがる複数の銀行に対して負担した過剰債務を整理するためにも使われたとのことである。もっとも、INSOL 8 原則は事業再生の手続だけをルール化したものであるが、日本の私的整理のガイドラインでは、金融機関からの提言もあり、再建計画案の内容まで踏み込んでルール化している点で異なると言われている。

この私的整理のガイドラインの作成には、経済団体連合会や全国銀行協会をはじめとする金融界の代表ばかりではなく、財務省、金融庁、経済産業省等をはじめとする政府担当者も参加していた。そのために、ガイドラインについては事業再生において債権者となる金融機関も尊重し遵守するソフトローとなって数十件の実績を持った。

ところが、このガイドラインを運用していく上で次第に問題が顕在化してきた。メイン寄せの問題と称される。私的整理を成立させるためには金融債権者である対象債権者全員の賛成を得なければならない。その場合、倒産法一般の原則からすれば、債権額に応じた弁済つまりプロラタでの弁済が行われることで再建計画が公平・衡正であるといえ、債権者間の平等が貫けるはずである。ところが、このガイドラインが使われていた当時、まだ日本では伝統的なメインバンク制が盛んな頃であり、金融債権者一般の考え方として「当該債務企業が倒産したのであればその面倒はメインバンクが見るべきである」という固定観念があった。しかもガイドラインの申立ても、債務者企業とメインバンクが両者共同で行うことと規定されていた。そうすると、メインバンク以外の金融債権者は、再建計画に含まれる弁済計画において、メインバンクと自分達との間ではプロラタ弁済はむしろ衡正ではない、実質的な平等に反するとの意見を持っていた。メインバンクが自分たちよりも大きな割合の債務を負担するべきである、つまり債権放棄率（カット率）を相対的にノン・メインバンクよりは大きくするべきことを主張してきた。これがメイン寄せの問題である。そのために、メインバンクは次第にガイドラインによる債務者企業の救済に積極的でなくなり、ガイドラインは使われなくなり、次で説明する事業再生ADRにその役割を交代したのであった。

3 事業再生ADR手続の隆盛

(1) 事業再生ADRの成立とその概要

事業再生ADR手続は、2007年に成立した手続である。このADRとはAlternative Dispute Resolutionの略称であり、裁判外紛争解決と訳されている。つまり事業再生の局面において民事再生法や会社更生法のような法的再建手続を使わずに、準則型私的整理によって過剰債

務に悩む企業の再建を手助けする制度である。ちなみに準則型となる根拠法は産業競争力強化法（以下「産競法」）である。

民間の紛争解決事業者が、ADR法に基づき法務大臣の認証を得て認証紛争解決事業者となり、さらに産競法に基づく経済産業大臣の認定を得て「特定認証紛争解決事業者」となり手続きを主宰する。現在はこのような特定認証紛争解決事業者は事業再生実務家協会のみとなっている。

中立的な専門家である手続実施者が、金融機関等の債権者と窮境にある債務者の間の調整を実施するのが基本構造である。手続で対象となる債権者は原則として金融機関だけである。手続きの申請も債務者企業だけで行い、メインバンクの申し立てへの関与はなくなったことからメイン寄せはなくなり、メインバンクも含めて金融債権者を平等に取り扱う基盤ができた。

また非公表の手続であることから秘密裏に会社を再生できる。商取引債権者には従来どおりに弁済を取引で決められた時期に行うことから、事業再生ADR手続を行なっていること自体が知らないこととなり、取引上の信用不安等に陥る恐れがない。ただしあくまで私的整理であることから事業再生計画案の成立には全債権者の同意が必要である点に特徴がある。

事業再生実務家協会には、2022年6月までに90件289社の申請があり、そのうち計画案が成立したのは60件219社であるとのことである。開始から終結までの平均期間は約6ヶ月となっている。成立していない事件は取下げられて法的倒産手続に移行しているものと推測される。

（2）手続の流れ

a) 申立と一時停止の通知

手続の流れを概観する。まず経済的な窮境にある債務者が特定認証紛争解決事業者に事業再生ADR手続の利用を申請する。

同事業者が正式受理をすると、同事業者と債務者との連名で対象債権者である金融債権者に対し一時停止の通知を発する。対象債権者となる金融機関は広義にとらえられており、銀行、信用金庫、信用組合、農協に限らず生保・損保会社、リース会社やノンバンクも含まれる。これによって金融債権者は個別に債権を回収したり、担保権を新たに設定したり、既存の担保権を実行したり、法的倒産手続の申立てを行うなど債務者に対する自己の地位を改善

する行為を行うことが禁止される。つまり、対象債権者間の相対的地位を一時停止の時点で固定して、金融債権者の与信残高（貸金残高）を維持し変更できないようにして、対象債権者間の不公平が生じないようにすると共に、対象債権者である金融機関からの取立が行われて債務者が倒産するという最悪の事態に陥ることを回避しながら、事業再生ADR手続のための話し合いのテーブルにつく前提とするのである。

もちろん、一時停止の通知の対象となるのは金融債権者だけであり、商取引債権者は事業再生ADR手続きの期間中もこれまでと変わらず取引を継続される。

b) 第1回債権者会議

一時停止の通知後、原則2週間以内に第一回の債権者会議を開催する。この債権者会議は「事業再生計画案の概要の説明のための債権者会議」と呼ばれている。この会議では、
1) 債務者が自己の資産・負債の状況、事業再生計画案の概要を説明し、2) 会議体の議長と手続実施者を選任する。この手続実施者は企業再建の経験豊富な弁護士、会計士やコンサルタントが選任されており、通常は3名である。また、3) 上記一時停止の通知の内容と期間を事後的に追認し、かつ第三回の会議までの一時停止期間の延長を確認する。さらに、
4) 第二回債権者会議すなわち「事業再生計画案の協議のための債権者会議」や第三回債権者会議すなわち「事業再生計画案の決議のための債権者会議」の期日をあらかじめ決定する。事業再生ADRにおける決議は、対象債権者全員の同意に基づくことが原則であり、例外的に対象債権者の過半数で決議できるものがある。特に重要な事項である一時停止の内容と期間、第三回会議の日時と場所の決議には、原則どおり全員の同意が必要とされている。これらは対象債権者の合意に基づくのであり、特に重要な事項である一時停止と第三回会議の日時と場所の決定は全員の同意によって決定される。

c) 事業再生計画案の内容

第一回債権者会議では、事業再生計画案の説明はいまだ再生計画案の具体的な内容が決まっていないことも多く、おおよその概要を説明するだけで終了することも多い。対象債務者は、この会議終了後第2回債権者会議までの間に事業再生計画案を完成させ対象債権者に提出する。

再建計画案の内容は大きく分けると二つに分かれる。債務の再構築と事業の再構築である。リストラクチャリング計画である。債務の再構築すなわちデット・リストラクチャリング計画においては、対象債権者の債権放棄額、期限の猶予（延払い）、金利の減免等の具体的な

内容を決定する。他方で事業の再構築すなわちビジネス・リストラクチャリング計画においては、事業部門、工場、店舗や子会社などの閉鎖や売却を計画し、残存させる利益を見通せる部門をどのように改善して収益があがるようにするかを計画する。

債務者事業について債権放棄を要請する再生計画案を作成する場合には、そもそも条件として債務者に事業価値があり、重要な事業部門で営業利益が出ているなど、債権者が支援すれば再生の可能性がある企業でなければならない。ここでいう事業価値とは、技術、ブランド、商圈、人材などの事業基盤があり、事業の収益性や将来性があることである。

さらに、特徴的なのは再建計画案の内容についても縛りがある点である。債務者が債務超過の状態にあれば、再生計画案成立後、次の会計年度を含む3年以内に債務超過の状態を解消することが求められる。債務者に経常損失が発生している場合、同様に3年以内に経常利益を黒字化することが必要である。したがって債務者は3年を目処に会社の再生を図る計画を作成しなければならないが、他方でそれ以上の期間を必要とする業種等もあり、例外的に数年延長される計画も実際にある。

また株主責任を明確化するために、株主の権利の全部または一部を消滅させなければならぬ。本来、債権者に債権の減免を求めるのであるから株主の権利を全部消滅させて良いとも思われるかもしれないが、他方で債務者が上場企業である場合などはむしろ株式を全部消滅させると上場廃止となる恐れがあり、さらに企業価値を毀損することとなり、再建計画に基づく弁済の履行可能性を悪化させる恐れもある。したがって事案によっては、株主の権利の全部を消滅させずに事業再生を図ることの方が対象債権者にとって得策であることもある。

もちろん経営者責任も問われる。経営悪化の責任をとって役員の退任も要求される。経営悪化の原因を作った経営者が更迭された後で再建のために送り込まれた現経営者がいればその者は退陣する必要はない。また経営悪化に責任がある経営者であっても、その役員を退陣させることが事業再生に著しい支障をきたす場合には例外的に退任しなくてよい。地方の中企業において、社長を退任させると代替する経営者が見つからず、しかも社長が技術やノウハウを一番知っており取引先との人脈もあるような場合には、退任させずにむしろ今後の債務者の再生をすることが債権者にとっても有用であることがある。

再生計画案には、経営困難な状況に陥った経過や原因を説明する書面、過去と現在の財務諸表や将来の収支計画、資金繰り計画表なども添付される。各対象債権者に対する債務額、担保設定状況、担保によってカバーされていない無担保の債権額、債権放棄要請額なども含まれる。これらの資料は民事再生や会社更生において裁判所に提出される資料とほぼ同一であることが多いが、事業再生計画案の同意を得る債権者がすべて数字に長けた金融機関であることから、より詳細な資料の提出が要請されることもある。

再生計画案においてスポンサーに事業を売却することが含まれているのであればこの期間にスポンサー選定手続きも実施され、スポンサーの意向を含めた再生計画案が作成される。

d) 第二回債権者会議・第三回債権者会議

第二回の協議会議の前に、手続実施者は、債務者によって作成された再生計画案の内容を調査し、事業再生実務家協会に調査報告書を提出する。第二回の協議会議において、手続実施者は、調査報告書の内容を報告し、事業再生計画案の公平性・妥当性・経済的合理性を検証した結果についての意見を述べる。対象債権者と意見交換を行う機会もある。

その後、対象債権者の内部決裁も考慮しておおよそ1ヶ月後を目処に第三回の決議会議が招集される。ここでは債権者が事業再生計画案に同意するか否かを書面にて決議を行う。書面決議では全員の同意があれば再生計画案が成立する。ここで全員の同意が取れない場合には、法的整理へ移行する。

e) 事業再生ADR手続不成立の場合の法的整理への移行

事業再生計画案の同意が取れずに事業再生ADR手続が挫折した場合、債務者は民事再生や会社更生など法的再建手続きへ移行するなどして事業再生を継続することを検討する。その場合に、これまで対象債権者が合意してきたプレDIPファイナンス（法的倒産手続開始前に必要となる資金の融資）を尊重し、また債権者と検討してきた再生計画案の内容を前提とした民事再生の再生計画を立案できれば簡易である。民事再生で再生計画を可決する要件は全員一致ではなく緩和された要件であることから、民事再生において債務者の再生計画案を、一部の債権者の反対を押し切って債権者集会で可決され、裁判所から認可される可能性は高くなるし、何よりも債務者の迅速な再生を図ることができる。また逆に、法的手続において事業再生ADRでの手続を尊重した取り扱いをしてくれるのであれば、事業再生ADR手続に参加する対象債権者も安心して手続参加を進められる。このような観点から産競法において以下のような内容を規定している。

まずプレDIPファイナンスの保護である。プレDIPファイナンスは、事業再生ADR手続中の債務者が、債権者との交渉中に資金繰りに窮してしまって、やむをえず民事再生などの法的整理に移行するようなことがないように、融資をする債権者（プレDIPファイナンサー）が当該融資金の返済について優先的な取り扱いを受ける旨の同意を他の対象債権者すべてから得てから、融資を実行するものである。DIPファイナンスが、民事再生などの開始決定後に融資されるものであるのに対して、それより前に融資されることからプレDIPファイナン

スと呼ばれている。

前述したように、このプレDIPファイナンスは、その他の既存の金融債権よりも最優先で弁済されることが対象債権者間で合意されている。ところが、民事再生手続が開始すると当該債権も再生債権となり、その他の債権と同様に民事再生の再建計画に基づき平等に支払われるという原則が適用されるのであれば、リスクを冒してまで資金供与したプレDIPファイナンサーにとっては不合理である。そこで、産競法上、プレDIPファイナンスによる資金の借入れについて、その返済を優先的に取り扱うことについて対象債権者全員の同意を得ていることなどを特定認証紛争解決事業者が確認した場合には、裁判所は、再生計画案を認可する際に、その弁済の優先性について再生計画案の衡平性の観点から（プラスに）考慮して判断することが求められる。裁判所の判断を拘束することはできないので、このような表現をとっている。

その他に、産競法には、事業再生ADR手続中に発生した商取引債権が未払いと、民事再生手続中に少額債権として弁済の許可の申立てがなされた際の裁判所の同様の考慮規定もある。

また、政府が2021年6月に閣議決定した「成長戦略実行計画」には、「大企業・中堅企業の事業再構築・事業環境整備」として「私的整理等の利便性拡大のための法制面の検討」が盛り込まれ、「事業再生ADRから法的整理である簡易再生手続への円滑な移行の推進」が記載された。これを受けて産競法に規定が新設され、事業再生ADR手続が全債権者の同意を得られずに頓挫して民事再生手続に移行し、その手続期間中に特則である簡易再生手続を申立てる場合で、事業再生ADR手続で提示された再生計画案の内容をそのまま民事再生における再生計画案とした場合には、裁判所は再生計画不認可事由に該当しないかを判断するものとされた。すなわち、当該計画案が債権者一般の利益に反しないかの判断において、特定認証紛争解決事業者が確認した事業再生ADR手続における再生計画案について裁判所は考慮する、つまり別言すれば尊重することが求められている。民事再生における早期の再生計画案の成立、それによる可及的速やかな事業再生を企図したものである。

2022年8月、1兆円を超えた負債額となった日本における最大の倒産事件であるマレリホールディング（自動車部品製造）の事件で、このような簡易再生が可決認可され早期再生が実現した。

第2 マレリ事件における迅速な再生手続の活用

マレリ事件は、非上場企業である自動車部品業を営むマレリグループ（正確には持株会社（ホールディング）会社外4社）が事業再生ADR手続を申立てたものの、再建計画案に全員の同意が得られず手続が頓挫し、ただちに法的倒産手続である民事再生手続を申し立てて、早期に再生計画案が可決認可された事件である。マレリグループは、グループ企業が約160社、従業員が約58,000人、世界約14か国に拠点を持つ巨大コングリマットである。米国に本拠がある世界有数の大手投資会社であるKKRが100%株主として、自動車製造業の日産の子会社カルソニックカンセイ社（2017年）とイタリアのMagneti Marelli社（2018年）を買収して両社を統合して組成された株式会社である（2019年）。総合自動車部品メーカーとして、自動車のヘッドライトやディスプレイ、パネルをはじめとする様々な自動車関連商品を製造している。同社は、コロナ禍や半導体の不足等による主要OEMの業績不振、原材料価格の高騰等により売上高が減少するなどを原因として業績の不振に陥った。金融負債の総額は、金融機関26社からの借入金1兆1300億円に上った。マレリ事件における、法的論点は多数あるが、ここでは事業再生を早期に完了した観点に焦点を当てて説明する。

1 事業再生ADR手続から簡易再生手続きへの移行

マレリ事件においては、事業再生ADR手続における事業再生計画案に金融債権者全員の同意が得られなかった。上記の通り、事業再生ADR手続では、対象となる金融債権者の全員の同意が得られない場合には、事業再生計画案は不成立となり、事業再生ADR手続は終了する。マレリは、第3回債権者会議において債権者全員の賛成が得られず不成立となった直後（当日）、民事再生を申立てた。マレリは、その後、さらに民事再生手続を前提として申立ができる特則である簡易再生手続を申し立てた。

このような民事再生・簡易再生手続において、再生計画案が可決されるためには再生債権者の頭数で過半数、総債権額の50%以上の債権を有する債権者の賛成が必要とされる。事業再生ADR手続に参加を拒否した債権者、途中で離脱した債権者、事業再生ADR手続における再生計画に反対した債権者がわずかである場合には、民事再生計画案が可決されるための法定多数を獲得することは容易である。

マレリ事件においても、事業再生ADR手続における再生計画案に同意しなかった複数の債権者らが、民事再生手続における再生計画案にも反対票を投じたものの、債権者会議において90%以上の賛成票を獲得して再生計画案が可決され、直に裁判所から認可された。そ

のため同手続に移行後に、事業再生を早期に実現できたことになる。

この簡易再生手続とは、民事再生手続申立後において、1) 債権を届け出た債権者の総債権額の60%以上の額を有する債権者が、2) 再生計画案に同意し、かつ3) 債権の調査・確定手続を経ないことに同意した場合に行われる手続である。債権を届け出る債権者の存在が前提となる手続であることから、裁判所が定めた債権届出期間経過後（かつ一般調査期間の開始前）の限られた期間にのみ、簡易再生の申立ては可能となる。

簡易再生申立て時に、既に再生計画案の作成が完了して、その再生計画案に法定多数の債権者が同意していることを前提として、ただちに債権者集会において再生計画の決議が行われる。煩雑な債権の調査・確定手続が省略されて、債権の調査及び調査内容について異議を申し立て査定の裁判を行う等の手続がないことから、再生計画案の決議を行う債権者集会まで大幅な時間の短縮ができる。

もちろん、簡易再生手続を申し立てるためには、簡易再生手続申立て時に、再建計画案について総債権額の60%以上の同意が必要であることから明らかのように、債権者が簡易再生の申立てまでに、再建計画案を十分に理解して納得していることが必要である。マレリ事件においても、事業再生ADR手続において選択したスポンサーが簡易再生（民事再生）においても同様の条件でスポンサーとなることに同意していたこと、したがって取引債権者の取り扱いも事業再生ADR手続と同様に全額弁済を前提としていたこと等から、事業再生ADR手続における債権者に対して十分に説明していた再生計画案と簡易再生手続の再生計画案が実質的に同様となったことから、債権者の理解も容易に得ることができ、この簡易再生手続を選択することが可能となった。

2 両手続に要した期間の検討

早期事業再生を検討する観点からは、両手続に要した期間の検討が重要である。事業再生ADR手続の正式申請（2022年3月1日）から再建計画案の決議会議である第3回会議（同年6月24日）までの期間が118日間である。この118日の間に、債権者会議が6回（第1回会議、第2回会議及びその続会を計3回、第3回会議）開催され、マレリを買収するスポンサーの選定及びスポンサーの決定の作業も行われたことから、関係者にとっては非常にタイトな日程であった。なお上述のとおり事業再生ADR手続の申立てから終結までの平均期間（ただし成立案件）が、通常6ヶ月程度であるとのことである。したがってマレリ案件で必要とされた事業再生ADR手続期間は他の案件と同等程度といえよう。

上記第3回会議で決議不成立となった同日中に、直ちに申し立てられた民事再生手続は、

申立・開始決定（同年6月24日）から簡易再生申立（同年7月7日）を経て、債権者集会における再建計画案の可決及び認可決定（同年7月19日）まで25日間、認可決定確定及び民事再生手続の終結決定（同年8月9日）までの期間が46日間であった。東京地方裁判所が準拠する民事再生手続標準スケジュールでは申立から認可決定まで5ヶ月、認可決定の確定まで約6ヶ月程度で手続が終結することを前提としている。これと比較すると、簡易再生手続を選択した場合には、通常の民事再生手続に必要とされる期間の4分の1の期間（46日÷180日=0.25）で手続が終結できたことがわかる。

事業再生ADR手続開始から民事再生（簡易再生）手続終結までの合計の期間は163日（118日+46日-1日）となった。事業再生ADR手続において、全員の同意が得られなかつたため頓挫した事業再生計画案が、その後法的再建手続である簡易再生手続を利用して、迅速に法定多数で可決・認可され終結した。

マレリ事件の主たる事項の時系列は以下のとおりである。

時系列

手続	日程	備考
◆ 事業再生 ADR 正式申請	3月1日	- 一時停止通知発送
◆ 事業再生 ADR 第1回会議	3月7日	- 議長及び手続実施者の選任 - 一時停止の内容及び期間の同意 - 第2回会議・第3回会議の開催日時・場所の決定 - 全債権者によるプレ DIP ファイナンスの優先弁済の合意
◆ スポンサー1次入札期限	3月31日	- スポンサー候補者を3社で絞り込み
◆ スポンサー2次入札期限	4月12日	- 2社を対象に最終プロセスに移行
◆ 事業再生 ADR 第2回会議	4月19日	- 再生計画案検討、入札に関する報告等
◆ 事業再生 ADR 第2回会議（続々会）	4月26日	- 再生計画案検討、入札に関する報告等
◆ 事業再生 ADR 第2回会議（続々会）	5月16日	- 再生計画案検討、入札に関する報告等 - 第3回会議の開催日時・場所の変更 - プレ DIP ファイナンスの優先性の確認（実務家協会）
◆ スポンサー最終提案書受領	5月17日	- スポンサーを1社に決定
◆ 事業再生 ADR 第2回会議（続々会）	5月31日	- 債務者による事業再生計画案の説明 - 手続実施者による調査報告
◆ 事業再生 ADR 第3回会議	6月24日	- 事業再生 ADR 不成立—全員同意ならず - 事業再生の計画に係る債権の減額に関する確認（実務家協会）
◆ 民事（通常）再生手続開始申立て ◆ 監督委員選任 ◆ 民事（通常）再生手続開始決定 ◆ 少額債権弁済許可	6月24日	- DIP ファイナンスに関する監督委員の同意 - プレ DIP に係る別除権協定締結（和解契約）に関する監督委員の同意

手続	日程	備考
◆ 再生計画案提出		
◆ 債権届出期限	7月6日	
◆ 簡易再生申立て ◆ 簡易再生決定／付議決定	7月7日	- 再生計画案修正版と監督委員の意見書 も同日提出
◆ 債権者集会 ◆ 再生計画認可決定	7月19日	- 債権額にして 90%以上の賛成取得。
◆ 認可決定の確定 ◆ 民事再生手続の終結決定 ◆ 監督命令取消し	8月9日	

第3 まとめー日本における早期事業再生

以上のように、マレリ事件は、事業再生ADR手続から民事再生手続へ移行した事例として、日本で最初の事件となった。2つの手続間の移行が円滑にできたため、今後の実務においても重要な先例となるはずである。このような手続間の移行モデルは、2015年に報告された「事業再生に関する紛争解決手続の更なる円滑化に関する検討会報告書」（商事法務研究会）で報告された「簡易再生運用改善モデル」が参考とされている。当報告書においては、このモデルの発展形としてさらに「迅速事業再生手続モデル」の創設も提言されている。つまり民事再生手続の特則である簡易再生手続にさらなる特則を設けることが示唆されている。

この迅速事業再生手続モデルの特徴の一つは民事再生申立と同時に迅速再生手続の申立を行うものとされている点である。簡易再生手続で要件とされた「債権届出期間」の概念を省略するものである。その代わり「債権のみなし届出」の制度を設けて、仮に事業再生ADR手続に参加を拒絶した債権者や途中で手続離脱した債権者がいても、債務者が手続申立時に、すべての債権者の債権の内容を記載した債権者一覧表を提出することで債権届出を行ったことと「みなす」こととしている。これにより債権届出が不要となり債権届出期間を省略できるようになる（ちなみに債権者一覧表に記載のない債権者の処遇には工夫が必要となり議論がある）。

今回のマレリ事件では事業再生ADR手続の対象債権者と民事再生手続の再生債務者とは同一であった。取引債権者は民事再生手続においても100%弁済されることから再生債権者には当初から含まれなかった。したがって、再生債権者と債権額は当初から確定していた。それにもかかわらず簡易再生手続の申し立てが、債権届出期間終了まで持ち越されたことは、時間の浪費（申立日である同年6月24日から債権届出期限同年7月6日までの13日間）であつ

た。早期の事業再生の足かせとなった。この点については今後の検討が必要であろう。

今回の事業再生ADR手続から簡易再生手続への移行が非常に上手く行ったことは、迅速な事業再生の成功例として評価され、事業再生の基本的な手続として事業再生ADR手続を利用し、それが難しければ法的再建手続を二次的に利用しようという風潮がさらに高まることが期待される。他方において、事業再生ADR手続において、「再生計画について債権者の全員の同意がとれなくてもやむをえない、簡易再生手続で対処すれば良い。」という安易な風潮が生まれ、事業再生ADR手続に対峙する債務者や対象金融債権者の姿勢が緊張感を欠いたものとなり、本来であれば反対債権者を十分説得すれば同意を徴求できて、再生計画案が債権者全員の同意を得て早期に成立ができたかもしれない案件が安易に決議不成立に流れてしまうことがないかを懸念する。

(補稿)

民事再生手続の概要

1 民事再生手続の利用の活発化と最近の停滞

民事再生法の利用も様変わりしてきた。当初1999（平成11）年に民事再生法が成立して2000（平成12）年から施行されたときは、非常に評判がよく利用された。いろいろな点で評判がよくなかった「和議法」（1922年制定）は廃止されて、民事再生法が取って代わってから、その利用が激増したのであった。全国の裁判所において、和議申立件数は1998（平成10）年に361件、1999（平成11）年に231件であったのに対して、民事再生法施行後の通常民事再生申立件数（個人再生を除く）は、2000（平成12）年662件、2001（平成13）年1110件、2002（平成14）年1093件と拡大した。東京地方裁判所に限ってみれば、1999（平成11）年の和議申立件数は36件であったのに対して、2000（平成12）年の民事再生申立件数（個人再生も含む）は381件、2001（平成13）年には866件、2002（平成14）年には1394件、2003（平成15）年には1938件であったことからも、その隆盛ぶりが窺えるであろう。その後、2008（平成20）年のリーマンショック時において東京地方裁判所の民事再生申立件数は2692件となりトラックレコードを経験したが、その後は徐々に減少し始め、2020（令和2）年には9418件と最盛時のほぼ3分の1（1/3）に激減している。

この減少には様々な要因があるであろうが、特筆すべきは準則型私的整理、特に中小企業再生支援協議会等における再生支援により、窮境にある企業が法的倒産手続を申請せずに再生されている現状も関係しているであろう。また直近では、コロナ禍における政府系金融機関による中小企業への様々な手厚い融資環境が整っており、資金繰りが上手に廻っていることも関係しているであろう。

2 民事再生法の適用範囲と特徴

民事再生法の適用範囲は広い。株式会社以外の会社だけでなく社団法人、財団法人、協同組合など全ての法人と個人に適用される。適用対象を限定していない。会社更生法は株式会社のみを対象としているのと対照的である。そもそもは、会社更生法が大企業をターゲットにし、民事再生法が中小企業をターゲットにして作られたのであるが、使いやすさ故に、「そごう」やマイカルなどの超大型倒産についても民事再生の申立てがなされた。会社更生の場合には経営者が権限を失い管財人がとって代わるのが原則であるが、それを好まない大企業が民事再生の申立てを選択する可能性がある。

民事再生の大きな特徴は、原則として担保権者の権利に制約を加えないことである（民再53条）。民事再生手続が開始されると、債権者（一般無担保債権者）による債権取立などの個別的な権利行使は禁止されるが（民再39条、40条）、担保債権者と一般優先債権者（労働債権や租税債権など）や共益債権者（民事再生手続に入ってから発生した債権など）は権利行使ができる。民事再生法では手続に拘束される一般無担保債権者を「再生債権者」という（民再84条）。

3 民事再生手続の概要

民事再生手続の概要は次のとおりである。

(1) 手続の開始が容易である

民事再生においては、手続開始の条件すなわち手続開始原因を、破産手続開始の要件よりも緩和している。すなわち、破産手続の開始原因は二つあり、一般的に債務の支払いができない状態である「支払不能」や負債が資産を上回る「債務超過」がある（破産法15条、16条）。民事再生では、第1に、この二つの破産手続の開始原因とされている事実のいずれかが生ずるおそれがあれば民事再生手続の開始原因となる（民再21条）。第2に、事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも同様である。第1の開始原因があれば、債権者も民事再生手続開始の申立てができる。

(2) 申立て後の混乱を回避する

企業が窮境にあることから民事再生手続の申立てを行っても、裁判所は申立ての要件を検討する必要があり、直ちに手続開始決定が発せられるわけではない。その間にも債権者が取立てのために大挙して債務者の財産が管理されている倉庫や工場に押しかける可能性も拭えない。支払いを強要することもある。この民事再生手続開始の申立てによる混乱を防止して、秩序だった再生手続を進め、債権者平等を実現していくためには、債権者の取立てや強制執行などの権利行使を禁止する必要がある。

そこで裁判所は、申立てがあると民事再生手続開始の有無の決定をするまでの期間、債権者へ弁済禁止や新たな担保の供与を禁止するなど保全処分（民再30条）や破産手続、強制執行、担保権実行等の手続の中止を命じることができる（民再28条）。さらには債権者による強制執行等をすべて禁止する「包括的禁止命令」を発することもできる（民再27

条）。これは米国のチャプター・イレブン手続におけるオートマティックスティを参考とした手続といえよう。

（3）民事再生手続の開始決定が裁判所より発せられる

裁判所は、支払不能や債務超過のおそれなどの手続開始原因があれば、原則として「再生手続開始決定」を発する。ただし債務者が再生計画案を作成できないとか、大口債権者が再建に反対であることが明らかで再生計画案の可決の見込みがないことが明らかである場合には、民事再生手続を開始しても意味がないので申立ては棄却される（民再25条）。東京地方裁判所では申立てから7日以内に開始決定をするのが通常である。

実はこの申立てから開始決定までの間には、債権者説明会が開かれることが多い。これが、裁判所が民事再生手続開始決定の有無を決めるマイルストーンになることがある。本来、民事再生法においては、債務者は、再生手続開始後、再生手続開始に至った事情などを裁判所に書面で報告し、裁判所が招集の主体となる財産状況報告集会において、その要旨を報告するものとされている（民再126条）。ところが、当該集会が開かれるとしても再生手続開始決定後直ちに行われるわけでもなく、また債権者数が多い場合には会場を裁判所外に用意するなど費用と労力を要する。そこで、その代替として、再生手続開始申立て後直ちに、債務者が主催して債権者説明会を開催して、債権者に財産状況報告集会と同様の情報を提供している（民再規則61条）。債権者にとっても、この債権者説明会が開催されることで、債務者の財産状況等の情報を申立て後即座に取得できるメリットがある。債権者はそれまで債務者の経済状況が悪いことをまったく知らなかった場合も多いのである。話を元に戻すと、裁判所にとっては、当該債権者説明会に出席した大口債権者が再建に反対の意向があれば再生計画案の可決の見込みがないことが明らかとなる可能性もあり、再生手続開始決定を下すかどうかを慎重に判断する材料となる。裁判所は、債務者主催で債権者説明会が開催されれば、債権者の生の声を聞くことができ、債権者の意向を踏まえた判断がしやすくなるのである。

再生手続開始決定があると、保全処分がなくとも、債権者の個別的権利行使や破産や強制執行などの手続は禁止又は中止される。債権者平等のため一部の債権者による「抜け駆け行為」を許してはならず、そのために債権者の個別的な権利行使が禁止されるのである。

（4）再生債権の弁済禁止と少額債権の例外

再生手続開始後は、手続開始までに発生していた債権である再生債権についての弁済が原

則として禁止される（民再85条）。再生債権は再生計画に基づき弁済されるという趣旨である。

ただし、例外的に少額債権の弁済が裁判所の許可により認められることが多い。再生債権者が多数存在することから、手続の円滑な進行を図るために、債権者数を減らす必要性がある場合がある。あるいは重要な取引上の債権者が、ただちに再生債権の支払いを受けなければ取引を今後は継続しないと通知してくることもあり、そのような事態が発生すれば債務者の事業の継続に著しい支障が出る。そのような場合には例外的に少額債権の支払いができる。通常、10万円以下の債権を前提に実施されるが、事件により「少額」の概念は相対的に決定されており、会社更生の事件の例ではあるが、携帯電話会社ウィルコムの事件では20億円以上であっても「少額」とされたものもある。会社更生をした日本航空JALの事件でも同様であった。

(5) 同じ経営者がそのまま経営を続けるDIP型再建手続である

民事再生手続が開始されても、原則として、債務者（債務者会社の取締役）は財産管理処分権や事業の経営権を失わない。アメリカ連邦倒産法のチャプター・イレブンでの呼称を使って、民事再生手続でも「DIP型」と呼ばれている。米国での運用からすれば、経営に失敗した経営者はboardによって経営状況が悪化した時期にすでに放逐されて、別の再建専門の経営者やCRO（Chief Restructuring Office）等が招かれていることが多いが、日本ではその点がうやむやのまま民事再生手続開始の申立てがされている。これが既存の経営者には魅力的にみえて民事再生手続開始の申立て件数が多い理由ともなっていると思われる。

しかし、いったん民事再生手続をしなければならないほどに会社を窮境に導いてしまった経営者を野放しにしておくことも適当ではないので、現在の東京地方裁判所での運用では、法人の民事再生では全部の事件において監督委員（民再54）を選任している。弁護士が監督委員に選任され、選任された弁護士は会計士や税理士をその補助者として雇用する。監督委員は、経営権や財産の管理権はないが、裁判所から委託された同意権に基づいて、再生債務者の重要な行為について同意の有無で間接的にコントロールしていく。

また民事再生法では、管財人を選任して債務者（債務者会社の取締役）の権限である財産管理権や経営権を奪うこともできる（民再64条）。東京地方裁判所の運用でも例外的ではあるが管財人を選任することもある。例えば債務者の代表取締役が民事再生手続において老齢等により経営をする意欲がない場合には債務者との協力のもとで管財人を選任して、管財人に財産管理と経営を任せることがないわけではない。もちろん債務者の代表取締役が不正を働くような事態があり、DIP型から管財型に変更した例も過去にはある。

さらに再生手続開始決定前でも、保全管理人（民再79条）を選任して、債務者の権限を奪うこともできるとされているが、これも例外的である。

前述したように、原則として債務者会社の経営者が従前の経営者としてのポジションをそのまま維持したまま手続を進めることができるというDIP型手続であることが民事再生の大きな魅力となっている。そのため、中小企業をイメージして作られたはずの民事再生法をかなりの大企業が利用している。有名な騒動としては、2001（平成13）年頃、会社更生手続開始の申立ての準備を整えて取締役会で同意を得ようとしていた代表取締役社長を、その取締役会の席で他の取締役達が多数決で解任した上で、その場で新たに選出された新代表取締役のもとで民事再生手続開始の申立てをした小売業スーパーのマイカルの事件があるが、これも結局は資金繰りなどの問題から会社更生に切り換えられ、東京地方裁判所から管財人が選任されて経営者は交代となった。

（6）事業の早期再生のために、開始決定後直ちに営業譲渡することもできる

窮境にある企業にとって、事業の価値をできるだけ毀損させないで事業を再生するためには、事業再生をできるだけ早期に進めることができることが肝要である。このことは民事再生手続中の債務者でも変わらない真理である。ところが、債権者集会において再生計画案が可決認可されて認可確定後に再生計画が実行されるまでに東京地方裁判所の運用でも6ヶ月かかる。それまで待っていると、信用毀損によって得意先が離れてしまうなど事業価値が損なわれる所以ある。6ヶ月でも世界的に見れば早い方であるが、その間にも事業毀損が進んでしまうことは事実である。このように再生計画の成立前に行われる事業譲渡を再生計画外の事業譲渡と呼ぶ（民再42条）。米国ではこのような再建計画の先取りをsub rosa planと呼んで、債権者の意見を尊重していない可能性がある譲渡として警戒しているが、日本では裁判所への信頼が厚いためであろうか、そのような論調はない。

この再生計画外の事業譲渡は、裁判所の許可があればできる。大切な事業を譲渡すると、会社は抜け殻になってしまい解散するのと変わりがないから、会社法においては、株式会社の株主総会の特別決議が必要とされている（同法467条。なお総資産の20%以下の事業譲渡については株主総会の決議は不要である。）。しかし民事再生手続中は、緊急事態であるばかりか、そもそも倒産会社の株主が株主総会に出席するインセンティブがなく流会になる可能性も高く、しかも債務超過等のために株主権は経済的には無価値である可能性も高いので、裁判所の許可だけでよいとしたのである。もっとも、裁判所は、許可する前に、債権者を審尋して譲渡についての意見を聞くし、労働組合の意見も聴取するなど、利害関係者の権利にも配慮する（民再42条）。

(7) 債務を確定する債権届出と債権調査

債権者は、再生手続に参加するために再生債権の届出を行う（民再94条）。届出には債権の内容、発生原因、議決権の額等が記載される。この届出内容に基づき、再生債権の調査が行われ、債務者がその内容と議決権額についての認否を行い、債権者から異議がない債権は確定する。再生債権の存在や金額について争いがあるときは、査定の裁判という簡便な手続で解決が図られるが、それでも不服な場合には異議の訴えを提起して訴訟で決着が付けられることになる（民再105以下）。

(8) 債務者財産の増殖一否認権と役員損害賠償

債務者は、民事再生手続開始時の債務者の財産の価額を評定して財産目録及び貸借対照表を作成し、裁判所に提出する（民再124条）。この価格の評定は、民事再生手続開始時の価格であり、その価格も財産の処分価格とすることが原則である（民再規則56条）。つまり企業の直近の決算書等に記載されている簿価ではなく、会社を清算するときの処分価格、ファイヤーセールの価格の記載が要求されている。

他方で、決算書には記載されていない財産を債務者財産として認識することもある。たとえば倒産に先立ち偏頗行為や詐害行為が行われることがある。強硬な債権者や債務者と関係が深い取引先、迷惑をかけられない親戚や友人にだけ内緒で弁済したり担保を付けたりする。また重要な財産を隠匿して債権者の手が届かないようにする。こうした偏頗行為や詐害行為を取消す権利を倒産法上は否認権という（民再127条）。否認権を行使することで、債務者の財産が現状に復すこととなる（民再132条）。このような否認権の行使について、民事再生法では監督委員を否認権行使権者としている（民再135条）。再生債務者が自らの不当な行為を自ら取消することは期待できないし、真剣みがないからである。

あるいは倒産の責任のある役員に対し、損害賠償を追及しなければならないことがある（民再142条）。賠償金を取得できれば債務者財産は増加する。これには査定の裁判という簡易な制度があるが、その査定に不服があれば異議の訴えを提起することになる。

(9) 再生計画の作成とその内容

債務者は裁判所が定めた期間内に再生計画案を作成して提出する（民再154条）。東京地方裁判所では民事再生手続の標準スケジュールを定めており、申立てから再生計画認可決定確定までおよそ6ヶ月で手続が終了することを予定している。再生計画案も申立てから3ヶ月

で提出することが原則となる。

再生計画案には、再生債権の額、再生債権の額から免除を受ける金額、免除されずに支払う金額、支払い時期と額等が記載される。弁済期間は認可確定から10年を超えてはならないものとされているが（民再155条3項）、実際には弁済期間が3年以内や5年以内とされるものが多い。そもそも長期弁済は再生債務者の再建のための意欲を損なうことになりかねず、そうなつたら逆効果である。M&Aによるスポンサーによる増資や営業譲渡もできず、さりとて自力再建が難しいときは、早々に断念して清算を目的とする計画案に変更することもありうる選択であろう。民事再生法は再建法であると言われているが、事業の継続が困難となり、営業の全部又は一部の譲渡先も見当たらないときは、資産を売却処分して、その譲渡代金を再生債権者に配分するような清算を目的とした計画案を作ることも可能である。

ちなみに東京地方裁判所の再生事件の再生計画の過半数は事業譲渡型の再生計画といわれている。すなわち債務者の事業を譲渡して、その譲渡代金から債権者に按分で支払う再生計画となるわけであるが、その場合には、再生計画で認可決定確定から1ヶ月以内に支払うとするものが通常であり早期に弁済ができる。

再生計画では清算価値保障が要求され。再生計画による弁済について、最低弁済額で縛る規定はないものの、再生計画による弁済額が、債務者を解体清算した場合つまり破産した場合に想定される破産配当よりも大きな額でなければ再生計画として認可されないことになる。収益が低い事業を有する債務者の民事再生事件の場合、むしろその事業で使っている土地や建物等の不動産をその時点で売却・清算した方が、民事再生の再生計画による弁済よりも金額が高いという笑えない事態も想定されるところである。

再生計画の内容として組織再編が盛り込まれることがある。裁判所の許可さえあれば、株主総会の決議なしに、再生計画において株式併合、会社が発行する株式総数についての定款変更、減資、株主以外の者つまりスポンサーに対する新株発行などを定めることができる（民再154条3項4項、161条、162条、166条、166条の2）。つまり100%減資（株式の取得と償却）と募集株式（新株、増資）発行を組み合わせることによって、オーナーの総入替えが可能となる。

(10) 再生計画の可決と認可

再生計画案は、出席債権者の過半数の賛成を得て、かつ再生債権（一般無担保債権と担保割れした債権）総額の半額以上の債権を有する債権者の賛成により可決される（民再171条）。再建計画への投票のために債権者集会を開いてもよいし、書面投票だけでもよい（民

再169条2項②)。東京地方裁判所では債権者集会を開催しつつ書面投票も認める併用型を採用している。同地裁では申立てから約5ヶ月後に再生計画案決議のための債権者集会を開いている。

裁判所は、可決された再生計画案に不適法事由などの不認可事由の有無を調査して、問題がなければ認可決定をする。それが確定する（不服申立てがないか、あっても却下された場合）と、再生計画に定めたとおりに権利が変更されて債権の減免猶予の効果が発生する。再生計画案に反対した債権者の権利も、再生計画にしたがって強制的に縮減される（民再174条以下）。

(11) 手続の対象外となった担保権者との調整

ところで、最初に述べたとおり、民事再生法では手続が開始されても担保権を実行できるものとして、担保権者の権利行使を自由にした（民再53条）。倒産した場合に担保権を行使できないとするのでは、担保権の意味がないからである。担保権は「別除権」として民事再生の手続外で別に行使できる権利とされているのである。

しかし、担保の対象物は工場や本社社屋の不動産であることが往々にしてあり、営業を継続するために不可欠な重要財産であることが多い。いくら債権者が倒産に備えて担保権を設定していたといっても、事業継続のために必要な債務者財産の担保権が実行されてしまっては再建に支障が出る。

そこで、事業継続のために必要な財産に対する担保権を実行されないようにするために、債務者が担保権者と個別に話し合うことが重要となる。その結果、合意された内容が「別除権協定」という和解となる。担保物の価値を評価し、債権額のうちの担保物件で保全される金額をどのように弁済するかについての両当事者の合意である。

ところが、交渉が行う際にすでに担保権が実行されていることもある。このような場合には債務者などは裁判所に申立てをして、一時的に担保権実行を停止する「担保権実行手続中止命令」を発してもらうことができる（民再31条）。ただし、それは別除権者を話し合いのテーブルに着くように促すための臨時の処置にすぎず、合意を強制できるわけではない。おおよそ3ヶ月程度が目安となっている。実際にこの制度が利用されていることはあまり聞いたことがないが、伝家の宝刀の如く、この制度があることが無言のプレッシャーになり別除権者との話し合いが進展することも考えられる。

さらに担保物に付着している担保権という権利自体を消滅させる制度が担保権消滅許可の申立てである（民再148条以下）。事業継続に不可欠な財産について担保物の価値に相当す

る金額を支払うことによって、担保権を強制的に消滅させる制度である。担保物の価額がいくらかについて、債務者と担保権者との間で見解の相違があるときには、裁判所が不動産鑑定士などの評価人の評価を参考にして価額を決定する。代金は一括納付となることから、運転資金すら準備することに苦労している債務者にとってはハードルが高いが、債務者に協力するスポンサーが付いて費用負担してくれるような場合には有用である。

(12) 再生手続の終結

再生計画認可の決定が確定すると手続は終了するのが原則である。しかし、監督委員が選任されている場合は、再生計画が遂行されたとき、または再生計画認可の決定確定後3年経過したときのいずれか早い時期までは再生手続が終了せず（民再188条）、監督委員は再生計画の遂行を監督するものとされている。東京地方裁判所では法人の民事再生では全件で監督委員が選任されているので、実際の運用は原則と例外が逆になっている。

再生計画にしたがった支払いがなされないときは、債権者は強制執行ができるし（民再180条3項）、未履行債権額の10分の1以上の債権を有する債権者は再生計画の取消しの申立てをするもできる（民再189条1項②、189条3項）。

認可された再生計画の遂行の見込みがないことが明らかになったときは再生手続が廃止される（民裁194条）。再生手続廃止決定が確定すると、職権により破産手続開始決定がなされて（民再250条2項）、破産手続に移行する。なお債務者が計画を履行しない原因は、故意に弁済を怠ったためというよりは、経営が改善できずに弁済資金が調達できないためであることが多い。

以 上